

和光樹林公園・新座緑道 現況調書

1 公園の設置目的

和光樹林公園は昭和20年米軍に接収された「キャンプ朝霞基地」の跡地の一部で、快適な住環境の確保と、美しい都市景観の創出を図る公園として、平成元年3月、東武東上線新座駅から、南へ約1.3kmに開設された。多目的利用が可能な広場やジョギングコースなどスポーツ・レクリエーションの場所として、また広域避難地として県民に親しまれている。

新座緑道は、和光樹林公園西側に隣接した東京都の緑地帯を通り、再び埼玉県に入った場所から、新座市の栄緑道手前の県道東京朝霞線までの、全長480m、幅員10mの遊歩道である。快適な歩行者空間の確保と、美しい都市景観を形成するとともに、災害時には住民の避難路となる緑道として、平成5年4月に開設された。

2 公園の概要

- (1) 位置
和光樹林公園：和光市広沢地内
新座緑道：新座市新塚地内
- (2) 開設年月日
和光樹林公園：平成元年3月28日
新座緑道：平成5年4月30日
- (3) 公園面積
和光樹林公園：20.2ha
新座緑道：0.48ha
- (4) 公園利用者

	有料施設利用者数 (駐車場利用台数)
R5年度	63,487台
R6年度	69,201台

(5) 主な施設

〔施設区分〕	〔施設名〕	有料	無料
1 〔修景施設〕	雑木林、植栽、花壇、モニュメント		○
2 〔休養施設〕	和光樹林公園 あずまや2箇所、野外卓、ベンチ・スツール 新座緑道 四阿1基、野外卓、ベンチ		○
3 〔遊戯施設〕	コンビネーション遊具1箇所、三世代遊具1箇所		○
4 〔運動施設〕	屋根付き広場（面積616.0㎡）、健康遊具1式		○
5 〔便益施設〕	便所3箇所、水飲場 ----- 駐車場3箇所（普通車339台、身障者用14台、大型5台） うち中央駐市場（和光市総合体育館内、普通車157台、身障者用10台、大型3台）は和光市の管理 ※1時間まで200円、以降30分毎に100円	○	○
6 〔管理施設〕	公園管理事務所（面積136.7㎡） 擬木橋		○
7 〔防災施設〕	防災用電気管理棟（面積64.8㎡） 防災用井戸管理棟（面積36.4㎡） 耐震性貯水槽2基 かまどベンチ4基 ベンチ型収納1基		○

(6) 主な建物（建築物）

・和光樹林公園・新座緑道 建物一覧表参照（別紙1）

3 施設供用日、供用時間等 ※令和6年度実績

[施設名]	[開設期間・日数]	[開園時間]	[休園日]
北・南駐車場	4.1～3.31	6:00～19:00	なし
中央駐車場 ※和光市管理施設 のため管理対象外	4.1～3.31	8:00～23:30	なし
公園管理事務所	4.1～12.27 1.4～3.31	8:30～17:00	12.28～1.3

4 職員体制

(1) 職員配置

運営本部は和光樹林公園管理事務所内に置き、所定時間に管理スタッフが常駐・巡回している（新座緑道は、週1回職員が巡回している）。夜間は再委託業者が定刻に巡回している。清掃や軽微な維持管理業務は直営の維持管理スタッフが行っている。

(2) 勤務体制

(単位：人)

	勤務形態	月～金	上～日	勤務時間	備考
日 勤 帯	非常勤			適宜	総括責任者 副総括責任者
	常勤	1		週5日 8時間	所長
	非常勤		2	週5日 8時間	副所長
	常勤	1	2	月～金 8:30～17:30 土日 早番8:00～14:30 土日 遅番14:15～20:00	管理スタッフ
	常勤		2	毎日 8:00～16:00 ※天候等により変更となる場合もある	維持管理スタッフ
	計	6	7		
朝 夜 帯	再委託		1	毎日 0:00～2:30の間	警備業者による夜間巡回
	計		1		

5 管理実態

(1) 園地図

- ・和光樹林公園・新座緑道 園地図参照（別紙2）

(2) 管理業務

- ・和光樹林公園・新座緑道 現状管理業務一覧参照（別紙3）
- ・和光樹林公園・新座緑道 管理費内訳及び収入実績参照（別紙4）

(3) 主要設備機器

- ・和光樹林公園 主要設備機器一覧表参照（別紙5）

(4) 施設運営電力等契約状況

○電気（契約種別・契約電力）
従量電灯C 38kVA
従量電灯B 20A、20A、15A
低圧電力 8kW
使用量 49,833kw
○電話
3回線(FAX含む)
管理事務所、管理事務所FAX、有料駐車場
○上水道（契約口径・引込数）
75 mm × 1口
使用量 2,088m ³ （上水）
2,088m ³ （下水）
○ガス（用途）
LPガス 使用量3.6m ³
○軽油（用途）
非常用発電機 使用量微量（点検時のみ）

(5) 遊具点検

- [主な遊具]
- ・コンビネーション遊具（1基）
 - ・振動系遊具（4基）
 - ・すべり台（1基）
 - ・平均台（1基）
 - ・ちびっこハウス（1基）
 - ・健康遊具（7基）

- [点検]
- ・外注分 : 安全点検（目視・計測） 年1回
 - ・直営分 : 安全点検（目視・触診） 1回/月

(6) 運動施設管理（建築物を伴うものを除く）

該当なし

(7) 修繕リスト

・和光樹林公園 修繕工事一覧参照（別紙6）

(8) 有料施設の利用状況

・和光樹林公園 有料施設利用状況参照（別紙7）

(9) 設置・占用・行為許可の状況

・和光樹林公園 設置・占用・行為許可一覧参照（別紙8）

(10) 貸与可能備品

・和光樹林公園 備品台帳参照（別紙9）

(11) 利用料金一覧

・和光樹林公園・新座緑道 利用料金一覧参照（別紙10）

(12) 公園施設長寿命化計画

- ・県では、公園施設の効果的・効率的な維持管理と維持管理費用の縮減・平準化を行うため、公園施設長寿命化計画を策定し、計画的に修繕・更新等を行っている。
- ・令和6年3月時点の計画では以下の公園施設について計画を策定しているが、劣化状況や使用頻度、予算状況などにより対策内容や時期は変動する。

令和8年度 遊戯施設（シーソー、健康器具、スプリング遊具等）：更新・補修
令和9年度 遊戯施設（健康器具、複合遊具）：更新
令和10年度 警備員室・防災用電気管理棟・防災用井戸管理棟：更新
令和12年度 四阿：補修

(13) 県営公園利用者アンケート結果

・和光樹林公園・新座緑道 県営公園利用者アンケート集計結果（別紙11）

※令和7年5月21日（水）～6月20日（金）webアンケートにより実施

※県HPや県公式SNS（LINE等）での周知及び公園管理事務所窓口等で利用者に回答の協力を呼びかけて実施

6 特記事項

- 全体面積の2／3は、国有地となっており、国有地部分で新たに公園施設の整備及び大規模改修を行う場合は、県が現状変更に係る事前承認の手続きを行う必要がある。
現状を変更するような場合については、早めに県に連絡すること。
- 当公園は災害時の広域避難場所に指定されており、公園内の和光市総合体育館は地域の避難所となっている。
- 園内には和光市が設置した和光市総合体育館がある。和光市総合体育館の敷地と体育館内の駐車場（中央駐車場）は和光市の指定管理者が管理している。また、体育館内の駐車場（中央駐車場）収入は和光市総合体育館の収入となり、その他園内2か所（北及び南）の駐車場収入が和光樹林公園指定管理者の収入となる。
- 令和7年度は、トイレ3棟の更新工事を予定している。また、令和8年度以降に屋根付き広場の屋根の修繕工事を予定している。
- 多目的広場（樹林公園）の一角は、倒木の恐れがあるため閉鎖している。
- 県は令和7年度中にネーミングライツの募集を行い、公園の愛称が付される予定である。なお、ネーミングライツ募集の事務は県が行い、命名権料も県の収益となる予定。

和光樹林公園 建物一覧表

施設名	建設年月日	増築年月日	構造	階数	建築面積 (m^2)	延床面積 (m^2)
公園管理事務所	令和4年3月14日		鉄骨造	1	134.40	127.92
倉庫	令和4年11月1日		鉄骨造	1	61.70	55.50
屋根付広場	平成8年3月27日		鉄骨造	1	616.00	616.00
非常用電気室	平成9年7月31日		鉄筋コンクリート造	1	64.76	64.76
井戸管理棟	平成9年3月26日		鉄筋コンクリート造	1	36.39	36.39
北四阿	平成2年3月1日		鉄筋コンクリート造 (擬木)	1	19.04	19.04
南四阿	平成2年3月1日		鉄筋コンクリート造 (擬木)	1	190.00	190.00
便所 (中央)	平成7年3月20日		壁式鉄筋コンクリート	1	24.84	24.84
便所 (北)	平成4年8月11日		鉄筋コンクリート造	1	24.84	24.84
便所 (南)	平成4年8月11日		鉄筋コンクリート造	1	24.84	24.84
				計	1,196.81	1,184.13

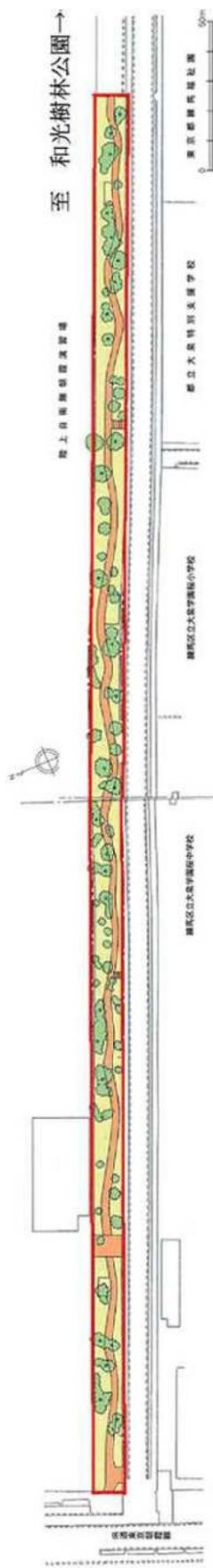
新座緑道 建物一覧表

施設名	建設年月日	増築年月日	構造	階数	建築面積 (m^2)	延床面積 (m^2)
四阿	平成5年3月8日		木造	1	10.35	10.35
				計	10.35	10.35

和光樹林公園



新座緑道



和光樹林公園・新座緑道 現状管理業務一覧

	業務名	業務内容
1	管理事務所業務	受付業務(窓口対応、行為許可の受付、行為許可料金徴収業務等)
2	園地管理業務	<p>和光樹林公園</p> <p>草地管理 5月～11月:雑草刈払65,610㎡×年2回、多目的広場19,092㎡×年2回</p> <p>芝地管理 5月～11月:芝地刈払37,306㎡×年5回、芝生広場刈払9,800㎡×月2回</p> <p>樹木管理 低木刈込(年2回)、枯木伐採・枯枝剪定(随時)</p> <p>花壇管理 植え替え(年2回)、灌水、除草</p> <p>新座緑道</p> <p>草地管理 草刈1,600㎡×年2回</p> <p>樹木管理 低木刈込(年1回)、枯木伐採・枯枝剪定(随時)</p> <p>花壇管理 植え替え(年2回)、灌水、除草</p>
3	清掃業務	<p>和光樹林公園</p> <p>ゴミ拾い(毎日)</p> <p>便所清掃(3箇所、毎日)</p> <p>水飲み場・手洗い清掃(年4回)</p> <p>側溝清掃(3箇所、年5回)</p> <p>集水桝清掃(9か所、年5回)</p> <p>ゴミ回収(週2回)</p> <p>新座緑道</p> <p>ゴミ拾い、清掃、設備日常点検(週1回)</p>
4	警備業務	<p>巡回(毎日8時～17時)</p> <p>夜間巡回(毎日0時～2時30分の間)</p>
5	機械警備業務	夜間機械警備(公園管理事務所)
6	下水設備管理業務	<p>マンホールポンプ清掃(年1回、35人槽)</p> <p>保守点検(年4回)</p>
7	自家用電気工作物管理業務	自家用電気工作物の保守管理(年12回)
8	非常用施設保守管理業務	<p>非常用発電機保守管理(年12回)</p> <p>非常用井戸(通常点検 年11回、精密点検 年1回)</p> <p>耐震性貯水槽清掃(5年に1回)</p> <p>園内放送設備(消防点検年1回)</p>
9	有料駐車場管理業務	有料駐車場(北・南)の維持管理(毎日)

10	自動ドア保守管理業務	自動ドア(1箇所、点検年2回)
11	消防設備保守管理業務	公園管理事務所(消防点検年2回)
12	修繕業務	随時
13	スズメバチ等駆除、 カラス営巣撤去業務	随時
14	除雪業務	随時

和光樹林公園・新座緑道 管理費内訳及び収入実績

(千円)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度(予算)
管理 経費	人件費	27,309	28,157	26,639	28,122	31,309
	消耗品費	3,303	2,767	2,423	3,379	1,211
	修繕費	1,594	1,129	2,296	3,525	1,558
	光熱水費	2,103	2,680	2,536	2,902	2,927
	責任保険料	250	271	333	249	328
	手数料	11	11	3	0	10
	委託料	6,573	6,702	6,829	12,110	12,103
	租税公課	22	26	22	28	37
	その他	12,339	12,582	13,006	10,405	13,563
	合計	53,504	54,325	54,087	60,720	63,046

収入	委託料収入	36,452	31,922	32,011	32,243	32,455
	利用料金収入	13,122	19,035	18,196	19,957	18,238
	自主事業収入	5,134	8,035	11,168	12,145	12,353
	合計	54,708	58,992	61,375	64,345	63,046

管理費経費－収入	-1,204	-4,667	-7,288	-3,625	0
----------	--------	--------	--------	--------	---

※ 令和3年度から令和6年度は決算、令和7年度は当初予算の額を記載。

※ 令和7年度(予算)の指定管理料のうち、光熱費及び燃料費等について、昨今のエネルギー価格高騰を見込んで533千円増額している。

この増額した指定管理料については、精算対象とし、光熱費及び燃料費等の支出実績を踏まえて、使用しなかった分は県へ返還することとしている。

和光樹林公園 主要設備機器一覧表

機 器 名		仕 様 ・ 能 力	台数	備 考
公園管理事務所	空調機	空冷ヒートポンプ式200V 天井カセット型	2	
	空調機	ルームエアコン100V	3	
	換気扇	全熱交換型 天井カセット型100φ	2	
	換気扇	天井ダクト扇、パイプファン、換気扇	9	
	非常用放送設備	放送用アンプ等一式	1	
	給湯器	ガス給湯器 潜熱回収型	1	
	授乳室用給湯器	電気温水器	1	
	消防設備	非常用警報一体型 埋込	1	
倉庫	空調機	ルームエアコン100V	1	
	換気扇	パイプファン、換気扇	2	
防災用電気管理棟	非常用発電機	定格容量100KVA 出力電圧200V	1	
		発電機始動用蓄電池	1	
		A重油貯蔵1950ℓ (少量危険物貯蔵取扱所)	1	
防災用井戸管理棟	非常用発電機	定格容量20KVA 出力電圧200V	1	
		発電機始動用蓄電池	1	
	揚水ポンプ、自動給水装置共	3.7KW 200ℓ/分	1	
	滅菌器	薬注タンク、注入ポンプ	1	
	移動式ろ過装置	ろ過能力2,400ℓ/時	1	
屋外施設	耐震性貯水槽	鋼製 100m ³	2	
	園路灯	180W 200V	54	
	園路灯	ソーラー照明 蓄電池付	52	
	非常用照明灯	MF700×4 (一部非常放送用スピーカーと共架)	3	
	花時計	φ5000mm	1	
	時計塔	3面ソーラー式時計 電波修正機能付 φ700mm	1	
	非常放送用スピーカー	60W:3 30W:8 10W:2	13	
	マンホールポンプ	200V×2.2kW×80A	2	
	有料駐車場設備	機械式ゲート設備 料金徴収システム	2	
	かまどベンチ	かまど機能付きベンチ (1,400×320×420)	4	
	収納緑台	収納ボックス付き緑台 (1,315×1,315×420)	1	

和光樹林公園 修繕工事一覧

(単位 円 消費税込み)

令和5年度		令和6年度	
修繕名	金額	修繕名	金額
ジョギングコース外灯ソケット交換工事	425,700	非常用発電機故障原因調査	385,000
三角花壇水栓設置工事	440,000	南駐車場車止め更新工事	803,000
ベンチ更新工事	853,600	北・南駐車場白線引き直し工事	953,700
合計	1,719,300	合計	2,141,700

※ この表は、一件の修繕で20万円以上のものを記載しています。

和光樹林公園有料施設利用状況

【別紙7】

月別	日数	北駐車場					南駐車場							
		一般	免除	その他	計	金額	一般	免除	その他	計	金額			
		台	台	台	台	円	台	台	台	台	円			
	日													
4	30	2,785	144	19	2,948	1,077,100	4,470	133	25	4,628	1,724,700	2,801,800		
5	31	2,522	133	8	2,663	915,900	4,143	112	47	4,302	1,471,000	2,386,900		
6	30	1,948	94	0	2,042	554,200	3,040	88	39	3,167	761,200	1,315,400		
7	31	1,502	80	3	1,585	428,400	2,012	78	2	2,092	564,500	992,900		
8	31	1,545	83	9	1,637	363,400	2,154	89	2	2,245	511,500	874,900		
9	30	1,749	290	1	2,040	390,100	2,947	142	2	3,091	631,900	1,022,000		
10	31	2,380	123	4	2,507	802,600	3,638	165	18	3,821	1,243,100	2,045,700		
11	30	2,593	137	7	2,737	854,500	3,875	156	5	4,036	1,156,600	2,011,100		
12	31	1,865	89	4	1,958	525,800	3,639	145	10	3,794	974,000	1,499,800		
1	31	1,863	107	19	1,989	483,300	3,646	117	13	3,776	1,006,000	1,489,300		
2	28	1,859	111	20	1,990	499,500	3,482	122	85	3,689	966,700	1,466,200		
3	29	2,218	133	22	2,373	490,700	3,920	158	13	4,091	951,200	1,441,900		
合計	359	24,829	1,524	116	26,469	7,385,500	40,966	1,505	261	42,732	#####	19,347,900		

*無料分は障害者の利用に係るものである。

和 光 樹 林 公 園 設置・占用・行為許可一覧

R7.3.31現在

許可種類	申請目的	申請箇所	面積・数量等	許可申請期間		
				始期	終期	期間
設置	和光市総合体育館	和光市長	9,661.909㎡	H28.4.1	R8.3.1	10年
設置	園路	和光市長	88.54㎡	R4.4.1	R14.3.31	10年
設置	自動販売機	和光樹林公園パートナーズ	10台	R3.4.1	R8.3.31	5年
設置	鋼管柱	和光樹林公園パートナーズ	3本	R3.4.1	R8.3.31	5年
設置	電線	和光樹林公園パートナーズ	52m	R3.4.1	R8.3.31	5年
設置	掲示看板	和光樹林公園パートナーズ	3基	R3.4.1	R8.3.31	5年
設置	ロッカー	和光樹林公園パートナーズ	1基	R3.4.1	R8.3.31	5年
設置	車止め	和光市長	4基	H28.4.1	R8.3.1	10年
設置	アイス自販機	和光樹林公園パートナーズ	4台	R5.4.1	R8.3.31	5年
設置	ゴミ箱	和光樹林公園パートナーズ	4台	R5.4.1	R8.3.31	5年
設置	総合体育館駐車場看板	和光市長	1基	R4.4.1	R9.3.31	5年
占用	公衆電話ボックス 電柱	東日本電信電話(株)	各1基	H31.4.1	R11.3.31	10年
占用	支線 2本	東京電力(株)	2本	H31.4.1	R11.3.31	10年
占用	高圧送電線	東日本旅客鉄道(株)	2357m(7条)	H31.4.1	R11.3.31	10年
占用	駐車場満空表示灯	和光市長	1基	R6.4.1	R9.3.31	3年
占用	避難場所標識	和光市長	0.72㎡	R7.4.1	R12.3.31	5年
占用	排水管	和光市長	40.54㎡	H24.4.1	R14.3.31	10年
占用	体育館利用者用階段	和光所長	W1.5× H13.44m	H28.4.1	R8.3.1	10年

和 光 樹 林 公 園

設置・占用・行為許可一覧

R7.3.31現在

許可種類	申請目的	申請箇所	面積・数量等	許可申請期間		
				始期	終期	期間
行為	ワンちゃんのトレーニング・保育園	園内		R6.4.2	R6.4.25	14日
行為	桜のスチール撮影	園内		R6.4.3	R6.4.17	7日
行為	桜のスチール撮影	園内		R6.4.10	R6.4.11	2日
行為	陸上競技練習	園内		R6.4.14	R6.4.21	2日
行為	音楽プロモーションビデオの撮影	園内		R6.4.16		1日
行為	ブラジルパーカッション子供向けワークショップ	園内		R6.4.21		1日
行為	パークヨガ	園内		R6.4.26		1日
行為	パークヨガ	園内		R6.4.28		1日
行為	第10回ぼかぼか倶楽部	園内		R6.4.28		1日
行為	PRイベント	園内		R6.4.29		1日
行為	PRイベント	園内		R6.5.3		1日
行為	ワンちゃんのトレーニング・保育園	園内		R6.5.7	R6.5.30	14日
行為	陸上競技練習	園内		R6.5.12	R6.5.26	4日
行為	パークヨガ	園内		R6.5.12		1日
行為	パークヨガ	園内		R6.5.12		1日
行為	お子様の撮影会	園内		R6.5.14	R6.5.15	2日
行為	ワンちゃんのトレーニング、保育園	園内		R6.6.1	R6.6.30	17日
行為	陸上競技練習	園内		R6.6.1	R6.6.16	3日
行為	雑誌撮影	園内		R6.6.3		1日
行為	健康ランニング教室	園内		R6.6.5		1日
行為	リフレッシュパークヨガ	園内		R6.6.29		1日
行為	早起き太極拳、健身気功	園内		R6.7.6	R6.7.27	4日
行為	陸上競技練習	園内		R6.7.6	R6.7.28	4日
行為	ワンちゃんのトレーニング、保育園	園内		R6.7.7	R6.7.28	11日
行為	テレビ番組撮影	園内		R6.7.12		1日
行為	テレビ番組撮影	園内		R6.7.13		1日
行為	PRイベント	園内		R6.7.15		1日
行為	早起き太極拳、健身気功	園内		R6.8.3	R6.8.31	5日
行為	陸上競技練習	園内		R6.8.3	R6.8.25	4日

和 光 樹 林 公 園 設置・占用・行為許可一覧

R7.3.31現在

許可 種類	申請目的	申請箇所	面積・ 数量等	許可申請期間		
				始期	終期	期間
行為	陸上競技クラブイベント	園内		R6.8.3		1日
行為	ドラマ撮影	園内		R6.8.8		1日
行為	機材試験	園内		R6.9.3		1日
行為	機材試験	園内		R6.9.4		1日
行為	機材試験	園内		R6.9.5	R6.9.6	2日
行為	陸上競技練習	園内		R6.9.7	R6.9.15	2日
行為	機材試験	園内		R6.9.11	R6.9.18	5日
行為	ワンちゃんのトレーニング、保育園	園内		R6.9.15		1日
行為	PRイベント	園内		R6.9.16		1日
行為	ワンちゃんのトレーニング、保育園	園内		R6.9.17	R6.9.29	8日
行為	テレビドラマ撮影	園内		R6.9.18		1日
行為	PRイベント	園内		R6.9.23		1日
行為	機材試験	園内		R6.9.25	R6.9.30	4日
行為	3種目挑戦スタンプラリー	園内		R6.10.5	R6.10.6	2日
行為	写真撮影	園内		R6.10.12		1日
行為	幼児クラブ野外イベント	園内		R6.10.26		1日
行為	BOSAIフェア2024in和光	園内		R6.10.14		1日
行為	子どものワクワクを思いのままに！ いろde遊ぼう	園内		R6.10.17	R6.10.23	2日
行為	絵具撮影会	園内		R6.10.17		1日
行為	ワンちゃんのトレーニング、保育園	園内		R6.10.1	R6.10.31	17日
行為	SUN&MOON YOGA	園内		R6.10.19	R6.10.24	2日
行為	ヨガ教室	園内		R6.10.26		1日
行為	カタログ等掲載写真撮影	園内		R6.10.12		1日
行為	子供ナーダム祭り・文化交流会	園内		R6.11.3		1日
行為	ワンちゃんのトレーニング、保育園	園内		R6.11.3	R6.11.30	15日
行為	NHK総合撮影	園内		R6.11.4		1日
行為	子供ナーダム祭り・文化交流会	園内		R6.11.4		1日
行為	パークヨガ	園内		R6.11.9		1日
行為	観閲式反対集会	園内		R6.11.9		1日

和 光 樹 林 公 園 設置・占用・行為許可一覧

R7.3.31現在

許可種類	申請目的	申請箇所	面積・数量等	許可申請期間		
				始期	終期	期間
行為	写真撮影	園内		R6.11.9		1日
行為	陸上競技練習	園内		R6.11.10	R6.11.24	2日
行為	子ども向けイベント「いろde遊ぼう！」	園内		R6.11.17		1日
行為	ブラジル太鼓体験&VIDA公開練習	園内		R6.11.24		1日
行為	ワンちゃんのトレーニング、保育園	園内		R6.12.1	R6.12.22	13日
行為	子ども向けイベント「いろde遊ぼう！」	園内		R6.12.4		1日
行為	陸上競技練習	園内		R6.12.7	R6.12.22	3日
行為	たこづくり・たこあげ大会	園内		R6.12.8		1日
行為	ドラマ撮影	園内		R6.12.9		1日
行為	写真撮影	園内		R6.12.14		1日
行為	動画の制作	園内		R6.12.22		1日
行為	ワンちゃんのトレーニング、保育園	園内		R7.1.11	R7.1.30	12日
行為	陸上競技練習	園内		R7.1.12	R7.1.26	3日
行為	集合写真撮影	園内		R7.1.20		1日
行為	3種目スタンプラリー	園内		R7.2.1	R7.2.2	2日
行為	ワンちゃんのトレーニング、保育園	園内		R7.2.1	R7.2.27	13日
行為	運動会、懇親会	園内		R7.2.8		1日
行為	陸上競技練習	園内		R7.2.9	R7.2.23	3日
行為	YouTube撮影	園内		R7.2.14		1日
行為	結婚式で使用する動画撮影	園内		R7.2.16		1日
行為	イベント告知動画撮影	園内		R7.2.22		1日
行為	ワンちゃんのトレーニング、保育園	園内		R7.2.22		1日
行為	陸上競技練習	園内		R7.2.24		1日
行為	ツリークライミング® ツリーチェック・体験会準備	園内		R7.2.28		1日
行為	ワンちゃんのトレーニング、保育園	園内		R7.3.1	R7.3.30	15日
行為	陸上競技練習	園内		R7.3.1	R7.3.23	3日
行為	第43回和光市民ロードフェスティバル	園内		R7.3.8	R7.3.9	2日
行為	ツリークライミング®体験会	園内		R7.3.1		1日

和光樹林公園 貸与可能備品一覧

別紙9

No.	品目	規格・型式等	数量	取得年度
1	自動体外式除細動器	日本光電 AED3100 カルシオライフ	1	令和5年度
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				
31				
32				
33				
34				
35				
36				
37				
38				
39				
40				
41				
42				
43				
44				
45				
46				
47				
48				
49				
50				

利用料金等の設定

○和光樹林公園

(1) 利用料金

ア 施設利用

施設名	現行料金(円)
北・南駐車場	利用時間6:00～19:00 1時間200円(以降30分毎に100円)

- * 障がい者の利用に係る公の施設の使用料及び利用料金の免除に関する条例に則り、対象となる障がい者の方は利用料金を免除します。

イ 行為許可

行為	現行料金(円)
物品の販売、その他の営業行為(興行を除く)	1㎡あたり半日 7円
	1㎡あたり1日 14円
興行	1㎡あたり半日 8円
	1㎡あたり1日 17円
業として行う写真の撮影	半日 2,500円
	1日 5,000円
業として行う映画等の撮影	半日 14,800円
	1日 29,800円
競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催し	1㎡あたり半日 4円
	1㎡あたり1日 8円
広告物の表示	表示面積
	1㎡あたり1日 2,080円

- * 国又は地方公共団体が主催する事業は免除とする。
- * 国又は地方公共団体が共催する事業は表の金額の半額を免除とする。
- * 県外に住所を有する者が表に掲げる行為を行う場合は、表の金額にそれぞれ当該金額の100分の50に相当する額を加えた額とする。
- * 入場料又はこれに類するものの徴収をする場合は、表の金額を用いて算出した金額、総収入額の100分の5.5に相当する額又は50,100円のいずれか高い額とする。
- * 上記の行為許可に基づいて算出した使用料の額が、100円に満たない場合は100円とし、100円以上10,000円未満の額であって10円未満の端数がある場合は10円未満の端数を切り捨てた額とし、10,000円以上の額であって100円未満の端数がある場合は100円未満の端数を切り捨てた額とする。
- * 行為に要する面積が1㎡未満であるとき、又はその面積に1㎡未満の端数があるときは、1㎡として計算するものとする。

- * 半日：4時間、1日：8時間（半日×2）
- * 許可時間：管理事務所の開所時間を基本とする。
- * 電気、ガス、水道、下水道等を使用する場合又は特別な設備、管理、模様替え等を要する場合は、行為許可料金の他に別途実費相当額を徴収することができる。

(2) 自主事業

ア 現状

行 為	現 行 料 金 (円)
自動販売機事業	缶、ペットボトル、 アイスクリーム、菓子類 1個（税込）110～240円
移動販売車事業	軽食（税込）300円～2,000円
バーベキューサービス事業	レンタル料金（税込）大人1,750円～、小学生 880円～、小学生未満無料 追加機材の貸出は、上記金額のほかに別途設定 金額を徴収
有料貸し出しサービス	遊び道具やハンモック、青空オフィス道具等。 1日（税込）100円～500円
物販	植物種や球根、苗、遊び道具や環境教育用品、 軽食等。 1個（税込）50円～2,000円
無料・有料イベント	犬のしつけ教室やパークヨガ、工作イベント 等。 1回（税込）無料、もしくは500円～。

○新座緑道

(1) 利用料金

ア 施設利用

施 設 名	現 行 料 金 (円)
該当なし	

- * 障がい者の利用に係る公の施設の使用料及び利用料金の免除に関する条例に則り、対象となる障がい者の方は利用料金を免除します。

イ 行為許可

行 為	現 行 料 金 (円)
物品の販売、その他の営業行為 (興行を除く)	1 m ² あたり半日 7円 1 m ² あたり 1日 14円
興行	1 m ² あたり半日 8円 1 m ² あたり 1日 17円
業として行う写真の撮影	半日 2,500円 1日 5,000円
業として行う映画等の撮影	半日 14,800円 1日 29,800円
競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催し	1 m ² あたり半日 4円 1 m ² あたり 1日 8円
広告物の表示	表示面積 1 m ² あたり 1日 2,080円

- * 国又は地方公共団体が主催する事業は免除とする。
- * 国又は地方公共団体が共催する事業は表の金額の半額を免除とする。
- * 県外に住所を有する者が表に掲げる行為を行う場合は、表の金額にそれぞれ当該金額の100分の50に相当する額を加えた額とする。
- * 入場料又はこれに類するものの徴収をする場合は、表の金額を用いて算出した金額、総収入額の100分の5.5に相当する額又は50,100円のいずれか高い額とする。
- * 上記の行為許可に基づいて算出した使用料の額が、100円に満たない場合は100円とし、100円以上10,000円未満の額であって10円未満の端数がある場合は10円未満の端数を切り捨てた額とし、10,000円以上の額であって100円未満の端数がある場合は100円未満の端数を切り捨てた額とする。
- * 行為に要する面積が1 m²未満であるとき、又はその面積に1 m²未満の端数があるときは、1 m²として計算するものとする。
- * 半日：4時間、1日：8時間（半日×2）
- * 許可時間：管理事務所の開所時間を基本とする。
- * 電気、ガス、水道、下水道等を使用する場合又は特別な設備、管理、模様替え等を要する場合は、行為許可料金の他に別途実費相当額を徴収することができる。

(2) 自主事業

ア 現状

行 為	現 行 料 金 (円)
無料・有料イベント	プランターの色塗り、工作イベント等。 1回 (税込) 無料、もしくは500円～。

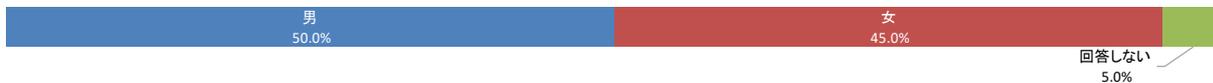
和光樹林公園・新座緑道公園利用者アンケート結果

【問1-1】あなたの年齢を教えてください。



回答数 60

【問1-2】あなたの性別を教えてください。



回答数 60

【問1-3】あなたの職業について教えてください。



回答数 60

【問1-4】あなたがお住まいの市町村を教えてください。

さいたま市(西区)	0	春日部市	0	三郷市	0	横瀬町	0
さいたま市(北区)	0	狭山市	0	蓮田市	0	皆野町	0
さいたま市(大宮区)	0	羽生市	0	坂戸市	0	長瀨町	0
さいたま市(見沼区)	0	鴻巣市	0	幸手市	0	小鹿野町	0
さいたま市(中央区)	0	深谷市	0	鶴ヶ島市	0	東秩父村	0
さいたま市(桜区)	0	上尾市	1	日高市	0	美里町	0
さいたま市(浦和区)	0	草加市	0	吉川市	0	神川町	0
さいたま市(南区)	0	越谷市	0	ふじみ野市	0	上里町	0
さいたま市(緑区)	0	蕨市	0	白岡市	0	寄居町	0
さいたま市(岩槻区)	0	戸田市	1	伊奈町	0	宮代町	0
川越市	0	入間市	0	三芳町	0	杉戸町	0
熊谷市	0	朝霞市	8	毛呂山町	0	松伏町	0
川口市	1	志木市	1	越生町	0	★県外(群馬県)	0
行田市	0	和光市	34	滑川町	0	★県外(栃木県)	0
秩父市	0	新座市	6	嵐山町	0	★県外(茨城県)	0
所沢市	0	桶川市	0	小川町	0	★県外(千葉県)	0
飯能市	0	久喜市	0	川島町	0	★県外(東京都)	6
加須市	0	北本市	0	吉見町	0	★県外(その他)	0
本庄市	0	八潮市	0	鳩山町	0	無回答	1
東松山市	0	富士見市	1	ときがわ町	0		

【問2-2】その公園の利用頻度を教えてください。



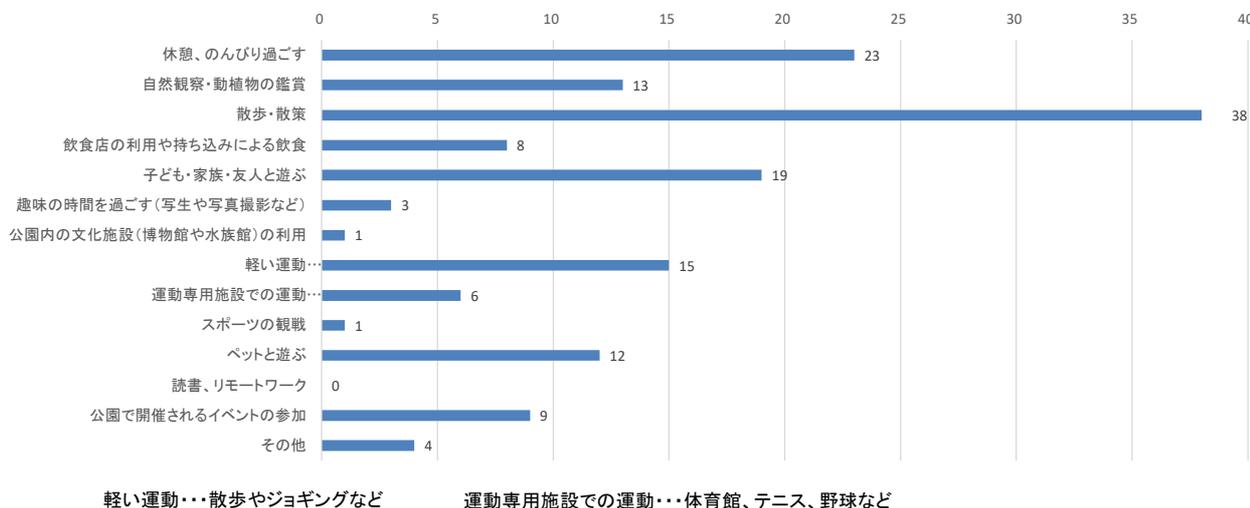
回答数 60

【問2-3】その公園への交通手段を教えてください。

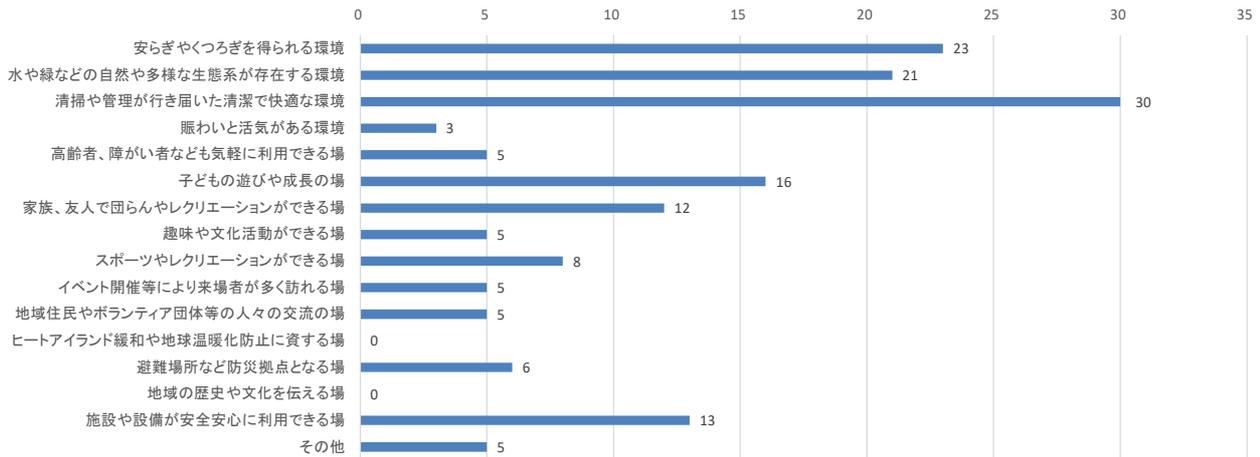


回答数 60

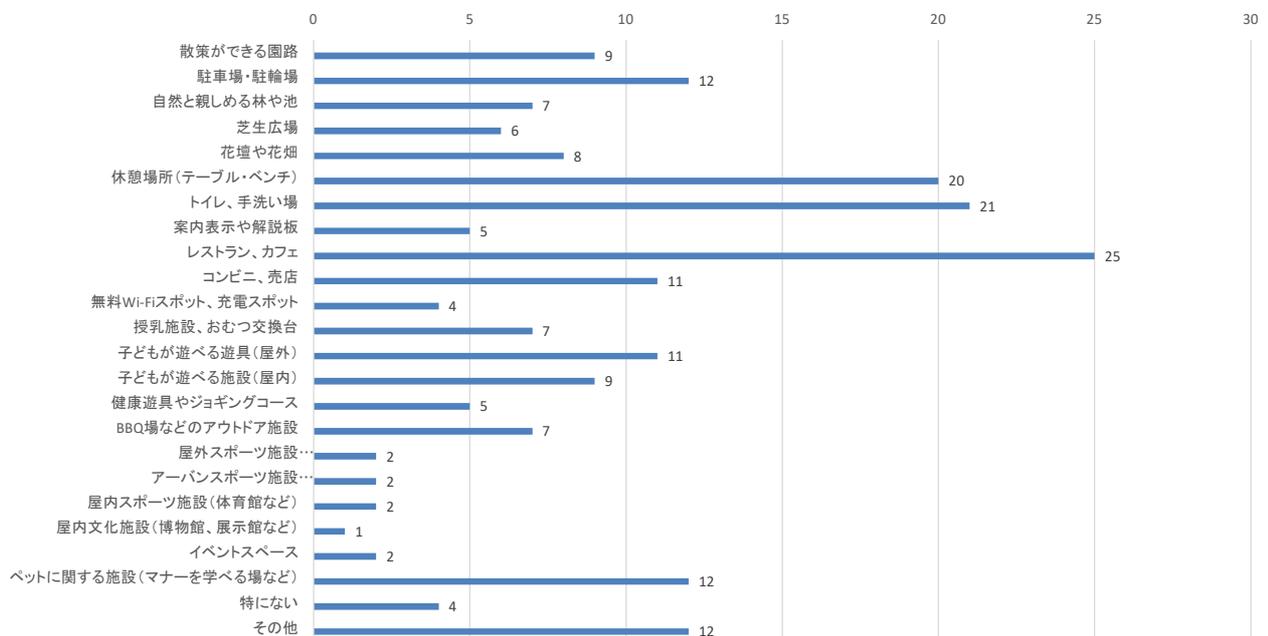
【問2-4】その公園の利用目的について教えてください。



【問2-5】その公園で残してほしいもの、こうあってほしいものを教えてください。



【問2-6】その公園をより良くするために、必要な施設や設備があれば教えてください。



屋外スポーツ施設・・・テニスコート、野球場、サッカー場など アーバンスポーツ施設・・・スケートボードパーク、ボルダリングなど

【問2-7】その公園の管理や運営に関して意見があれば教えてください。(主な意見)

- ペットの散歩でも非常に多くの方々ที่มา園され、ニーズの高さが伺えます。今後は、和光市駅から公園通り(バス通り)を経て公園までの整備やアクセスを県・市・民間事業者でPPP事業として仕上げる時期に来ていると言える。(50代・男性)
- 災害時の炊き出し出来る設備があると安心。イベントで「炊き出ししよう！」というのはどうでしょうか。(50代・回答しない)
- 地域の安全のためにも、防犯カメラを増やしてほしい。(40代・女性)
- 大きな木々が伐採され、人が足を踏み入れられる場所が広くなり良いと感じる。ペットにも優しく、職員の巡回もよく見かけ、清掃もされていて気持ち良い公園。(50代・女性)
- 犬の散歩をする人が多いのでドッグランがあると犬も自由に遊べると活気が出て色々な人が来ると思う。(30代・女性)
- 犬の散歩をよく目にするが、マナーが守られていない様なので困ります。(60代・女性)
- ペットと入れるカフェを併設していただけるとありがたいです。(50代・女性)
- 総合体育館側は遊具があったり、ひらけている場所があるので人で賑わっているが、大泉や自衛隊側は施設や遊具がないので、なにか設備があるとより良いと思う。(30代・女性)
- 管理棟以外のトイレは清掃レベルや治安が不安で利用できないので改善してほしい。芝生広場を見ながらくつろげるよう、広いテラスを備えたカフェがほしい。(40代・回答しない)
- 自然に生える花などにも名札をつけて欲しい(例えばネジレバナ)。(70代・男性)
- 駐車場は無料にして欲しい。和光市は遊具のある広い公園が少なく、県立公園が率先して利用者目線に立った運用をして欲しい。(30代・男性)

指定管理業務に関する特記仕様書（和光樹林公園）

公園管理に当たり、下記の事項について遵守すること。

記

- 1 別添1の「有資格者の選任等一覧」のとおり有資格者を配置すること。
- 2 供用日及び供用時間については、別添の現況調書に記載されている水準を下回らないように配慮すること。
- 3 利用料金の設定に当たっては、次の点を踏まえること。
 - (1) 近隣の類似施設や県営都市公園内の同種の施設の料金と比較しても妥当な設定がなされ、関係機関及び利用者の理解が得られること。
 - (2) 国又は埼玉県（以下「県」という。）が主催する事業等に使用する場合、又は共催する事業等に使用する場合は減額又は免除することができる。
ただし、電気、ガス、水道、下水道等を使用する場合、又は特別な設備、管理、模様替え等を要する場合は別途実費相当額を徴収することができる。
 - (3) 障害者等の利用料金については、「障害者の利用に係る公の施設の使用料及び利用料金の減免に関する条例」（昭和58年条例第8号）及び「障害者の利用に係る公の施設の使用料及び利用料金の減免に関する条例施行規則」（昭和58年規則第32号）の規定に基づいて減免すること。
 - (4) 有料施設の利用料金について現行の料金設定を超える料金を設定する場合は、さらに次の事項を踏まえること。
 - ア 設備投資等により、機能・仕様の向上が明らかに見られること。
 - イ 機能・仕様の向上が利用者ニーズを反映させたものであること。
 - ウ 近隣の類似施設や県営都市公園内の同種の施設の料金と比較しても妥当な設定がなされ、関係機関及び利用者の理解が得られること。
 - エ 新料金の適用日については、個々の利用形態に応じた周知期間をおくこと。
- 4 樹木の老朽化について
公園内の樹木の老朽化に伴い、適正な維持管理を行っていくため、県が管理する樹木診断結果等に基づき県と調整の上、適切に管理を行うこと。
また、危険防止のため、枯損木や枯枝の早期発見に努め、除去を行うとともに、台風等による倒木については、速やかに除去すること。
- 5 防犯対策に配慮すること。
埼玉県防犯のまちづくり推進条例に規定する防犯上の指針に基づき適正に管理すること。
- 6 地元ボランティア団体との連携を図ること。
地域に根ざした公園となるように地元ボランティア団体と連携し、公園管理を行

うよう努力すること。

7-1 遊具については、次の安全対策を行うこと。

- (1) (一社)日本公園施設業協会が策定した「遊具の安全に関する規準 J P F A - S P - S : 2 0 2 4」に準じた遊具の日常点検表を作成し、日常点検を行うこと。
また、同規準に準じた遊具履歴書を作成、更新すること。
- (2) 年1回以上、専門業者による点検を実施すること。
- (3) 点検の結果、修繕等の対策を要する場合は速やかに対応すること。

7-2 自家用電気工作物の保安管理について

別添2「電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の巡視、点検内容」に基づき別表1を満たすように保安規程を作成し、職務を行うこと。

また、埼玉県公園間の連絡調整機会の充実を図る目的で埼玉県が開催する「県営公園電気主任技術者連絡会議」への出席に配慮すること。

7-3 防災等に関する訓練に協力すること。

和光樹林公園は和光市の地域防災計画で広域避難場所として指定されており、和光市が実施する防災訓練に公園を管理する者として参加及び協力すること。

7-4 設置許可施設との協力体制に努めること。

都市公園法（昭和31年4月20日法律第79号）第5条の許可を得て、当公園内に施設の設置許可を受けている者とは、互いに協力して管理を行い、当公園のより一層の発展に努めること。

7-5 クビアカツヤカミキリとカシノナガキクイムシの発生予防等について

近年、埼玉県内で増殖が確認され、樹木に被害を与えているクビアカツヤカミキリとカシノナガキクイムシについて、発生の予防に努め、発生が確認された場合は、基本協定書（案）別紙2「施設の新築、増改築及び修繕等の実施及び費用負担区分（案）」により、県と連携して必要な対策を実施すること。

8 ネーミングライツの導入について

県は令和7年度中にネーミングライツの募集を行い、公園の愛称が付される予定である。なお、ネーミングライツ募集の事務は県が行い、命名権料も県の収益となる予定。

ネーミングライツの導入に伴う対応については、指定管理者は県に誠意をもって協力すること。

9 本書に定めのない事項

本書に定めのない事項が発生した時、その都度、県と迅速に誠意をもって協議し、その指示に従うこと。

別添 1

和光樹林公園 有資格者の選任等一覧

(適用欄○を適用する。)

・有資格者の選任、許可、届出事項等

関連事項	資格等	根拠法令等	適用	備考
消防法関係	防火管理者、消防計画	消防法第8条	○	指定管理者が行う。
	危険物保安監督者	消防法第13条	/	選任、指定管理者が行う。
	危険物取扱者	消防法第13条	/	選任、指定管理者が行う。
	少量危険物施設の貯蔵・取扱い変更届出	火災予防条例	○	届出、所轄消防により異なる
電気事業法関係	電気主任技術者、保安規程	電気事業法第43条、第42条	○	選任、届出 指定管理者が行う。 平成17年3月28日付け平成17-03-22原院第1号「主任技術者制度の解釈及び運用(内規)」による。
	ボイラー・タービン主任技術者	電気事業法第43条	/	選任、指定管理者が行う。
ビル管法	建築物環境衛生管理技術者	ビル管法第6条	/	選任、指定管理者が行う。
廃棄物の処理および清掃に関する法律	特別管理産業廃棄物管理責任者	廃棄物の処理および清掃に関する法律第12条の2	/	選任、指定管理者が行う。

ビル管法…「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」による。

・定期検査報告事項等

関連事項	届出等	根拠法令等	適用	備考
建築基準法	特殊建築物等定期点検	建築基準法第12条	/	特定建築物
	昇降機定期検査報告	建築基準法第12条	/	エレベーター
消防法	消防用設備等点検結果報告	消防法17条	○	
	地下タンク貯蔵所定期点検	消防法第14条3の2	/	3年以内、1年以内
ビル管法	建築物環境衛生管理基準	ビル管法第4条	/	維持管理の基準
水道法	簡易専用水道の検査	水道法第34条の2	/	受水槽>10m3
	小規模貯水水槽水道の検査	条例等	○	受水槽≤10m3、簡易専用水道に準じる
浄化槽法	し尿浄化槽点検、清掃、水質検査	浄化槽法第8条、第9条、第10条、第11条	○	
電気事業法	電気工作物の巡視・点検	電気事業法第42条	○	保安規程に基づく

・その他関係法令

関連事項	届出等	根拠法令等	適用	備考
小型船舶操縦者法	海技免状	小型船舶操縦者法第23条の2	/	有資格者の選任、湖川管理用
労働安全衛生法	ボイラ取扱作業主任者	労働安全衛生法第14条、第61条	/	有資格者の選任
プール衛生管理	衛生管理者、管理責任者	埼玉県プール維持管理指導要綱第6条	/	選任
食品衛生法	食品営業許可、食品衛生責任者	食品衛生法第52条、第50条	/	許可、届出 営業を営もうとする者
廃棄物の処理および清掃に関する法律	産業廃棄物の処理	廃棄物の処理および清掃に関する法律第11条	○	産業廃棄物の適正な処理
その他関係法令	関係法規等の遵守	関係法規等	○	関係法規等の遵守

小型船舶操縦者法…「船舶職員及び小型船舶操縦者法」による。

電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の巡視、点検内容

電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の巡視及び点検内容は、次の各号によるものとする。

- (1) 外部委託請負者が行う点検の範囲については、委託契約書によることとし、電気工作物の種類並びに点検の種別にしたがい、原則として別表第 1 のとおりとする。
ただし、設備が特殊性のため、専門の知識及び技術を有する者でなければ点検が困難な電気工作物については、外部委託請負者の意見を聞いて、必要な点検を専門業者又は、電気機器製造業者等に依頼して行うものとする。
- (2) 電気事故又は、電気工作物に異常が発生し、もしくは発生する恐れがある場合に、みなし設置者又は電気事業者の通知に基づき外部委託請負者が行う応急措置の指導や助言は、電話又は直接現地にて行うものとする。
この場合においてみなし設置者は、外部委託請負者が応急措置を行うための判断に役立てるため、電気事故の発生箇所、異常の状況等を適切に外部委託請負者に連絡し、設置者に報告する。

点 検 基 準

主任技術者を外部委託により承認申請する場合

埼 玉 県

別表 1

点検項目

(需要設備・配電設備・負荷設備・自家発電設備)

1-1 日常巡視、定期巡視、精密点検

対 象	点検項目	日常巡視点検	定期巡視点検	精密点検	
受電設備 (第二受電設備以降も含む)	高圧負荷開閉器	外観点検	○	○	
		動作試験		○	
		絶縁抵抗・接地抵抗測定		○	
		継電器との連動試験		○	
		保護継電器動作特性試験		○	
		制御装置のコンデンサー容量測定			○
	断路器	外観点検	○	○	
		振れ止め装置の機能点検		○	
		絶縁抵抗・接地抵抗測定		○	
	遮断器 開閉器	外観点検	○	○	
		動作試験		○	
		電磁弁構造部の注油、調整		○	
		附属装置の状況		○	
		油の汚れ、特性調査		○	
		絶縁抵抗・接地抵抗測定		○	
		接地線接続部		○	
		遮断速度測定			○
		絶縁油耐圧試験			○
		内部点検			○
	母線	外観点検		○	
		碍子点検		○	
		絶縁抵抗測定		○	
	受電用変圧器	外観点検	○	○	
		漏えい電流測定		○	○
		接地線接続部の点検		○	
		絶縁抵抗・接地抵抗測定		○	
		絶縁油耐圧試験			○
計器用変成器	内部点検			○	
	外観点検	○	○		
避雷器	接地線接続部の点検		○		
	絶縁抵抗・接地抵抗測定		○		
	外観点検	○	○		
受電盤	計器・表示灯の異常点検	○	○		
	操作・切換開閉器等点検	○	○		
	裏面配線の塵埃等		○		
	接地線接続部の点検		○		
	保護継電器の動作試験		○		
	絶縁抵抗・接地抵抗測定		○		
	シーケンス試験		○		
	端子配線符号		○		
	計器の較正		○		
監視盤	計器・表示灯の異常点検	○	○		
	操作・切換開閉器等点検	○	○		
	裏面配線の塵埃等		○		
	接地線接続部の点検		○		
	保護継電器の動作試験		○		

注 1. 高圧機器の絶縁抵抗測定は、5000Vメガーを用いること。

注 2. 遮断速度測定は開極投入時間、最小動作電圧及び電流の測定も含む。

対 象	点検項目	日常巡視点検	定期巡視点検	精密点検	
受電設備（第二受電設備以降も含む）	監視盤	絶縁抵抗・接地抵抗測定		○	
		シーケンス試験		○	
		端子配線符号		○	
		計器の校正		○	
	電力用コンデンサ	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗・接地抵抗測定		○	
	蓄電池	外観点検	○	○	
		充電装置の内部点検			○
		比重・液温・電圧測定	○	○	
	電線及び支持物	外観点検	○	○	
		標識・保護柵状況	○	○	
		取付状況		○	
		絶縁抵抗測定		○	
	ケーブル	外観・加熱状況点検	○	○	
		無断掘削点検	○	○	
		標識・他物との隔離距離	○	○	
接地線接続部の点検			○		
絶縁抵抗・接地抵抗測定			○		
配電設備（屋外電線路を含む）	断路器 遮断器 開閉器類	需要設備用と同じ	需要設備用と同じ	需要設備用と同じ	需要設備用と同じ
	配電盤	計器・表示灯の異常点検	○	○	
		操作・切換開閉器等点検	○	○	
		裏面配線の塵埃等		○	
		接地線接続部の点検		○	
		端子配線符号		○	
		絶縁抵抗・接地抵抗測定		○	
		保護継電器の動作試験		○	
		シーケンス試験		○	
	計器の校正		○		
	配電用変圧器	需要設備用と同じ	需要設備用と同じ	需要設備用と同じ	需要設備用と同じ
	電線及び支持物	外観点検	○	○	
		標識・保護柵状況	○	○	
		取付状況		○	
		絶縁抵抗測定		○	
ケーブル	外観・加熱状況点検	○	○		
	無断掘削点検	○	○		
	標識・他物との隔離距離	○	○		
	接地線接続部の点検		○		
	絶縁抵抗・接地抵抗測定		○		
負荷設備	回転機器	外観点検	○	○	
		整流子、刷子及び集電環の発熱等	○	○	
		制御装置、接地線接続部の点検		○	
		内部点検、回転子軸受等			○
	絶縁抵抗・接地抵抗測定		○		
	照明設備	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	
	配線、配線器具	開閉器の点検、塵埃等	○	○	
		接続状況		○	
	その他の機器	絶縁抵抗測定		○	
		外観点検	○	○	
	絶縁抵抗・接地抵抗測定		○		

注3. 変圧器を点検する際に、温度測定も行う。

対 象		点検項目	日常巡視点検	定期巡視点検	精密点検		
自家用発電設備	非常用発電設備	原動機関係	内燃機関 (ディーゼル)	外観点検	○	○	
				始動試験	○	○	
				機関主要部分の分解			○
				排ガス測定		○	
				内燃機関の分解			○
			ガスタービン	外観点検	○	○	
				計器盤点検	○	○	
				振動・異音・異臭等	○	○	
				油面、漏れ等	○	○	
				燃焼器点検		○	
				機器内部点検		○	
				高温部分点検			○
		オーバーホール				○	
		ガス圧縮機	外観点検	○	○		
			保安装置		○		
			カップリング		○		
			オイルポンプ		○		
			スクリー圧縮機分解点検			○	
		補機類	外観点検	○	○		
			振動・異音・異臭等	○	○		
			駆動機シリンダ部グリース補給		○		
			リミットスイッチ動作位置		○		
			軸受部開放点検			○	
		計装用空気圧縮機	ドレン抜き	○	○		
			異音、振動、漏れ等	○	○		
			ベルトの点検、調整		○		
			総合分解点検			○	
		純水製造装置 水噴射装置	漏れ等	○	○	○	
			計器点検	○	○		
			純水タンク水位、流量	○	○		
			カートリッジ純水器再生	○	○		
			総合システム点検		○		
			純水加压ポンプの分解点検			○	
		始動用空気圧縮機	ドレン抜き、漏れ、異音等	○	○		
			圧力調整弁、圧力開閉器	○	○		
			安全弁の作動	○	○		
			潤滑油交換		○		
			ベルトの点検、調整		○		
			ピストン、シリンダーの分解点検			○	
		発電機関係	外観点検	○	○		
			整流子、刷子、集電環の発熱等	○	○		
			制御装置点検		○	○	
接地線接続部の点検			○				
内部点検				○			
絶縁抵抗・接地抵抗測定			○				
保護継電器の動作試験			○				
蓄電池	需要設備と同じ	需要設備と同じ	需要設備と同じ	需要設備と同じ			
常用発電設備	原動機関係	内燃機関 (ディーゼル)	外観点検	○	○		
			始動試験	○	○		
			機関主要部分の分解		○	○	
			排ガス測定		○		
			内燃機関の分解			○	

注4. 排ガス測定について、大気汚染防止法の定めによりばい煙発生施設となる場合は、必要に応じてばい煙測定が実施されていること及び測定値が規制値以下であることを確認します。

注5. 自家用発電設備の燃料タンクについても、外観点検を行ってください。

注6. ○印は該当する各点検項目を示し、設備のある場合に適用します。

対 象		点検項目	日常巡視点検	定期巡視点検	精密点検			
自家用発電設備	常用発電設備	原動機関係	ガスタービン	外観点検	○	○		
				計器盤点検	○	○		
				振動・異音・異臭等	○	○		
				油面、漏れ等	○	○		
				燃焼器点検		○		
				機器内部点検		○		
				高温部分解点検			○	
				オーバーホール			○	
				ガス圧縮機	外観点検	○	○	
					保安装置		○	
					カップリング		○	
					オイルポンプ		○	
					スクリー圧縮機分解点検			○
				補機類	外観点検	○	○	
					振動・異音・異臭等	○	○	
		駆動機シリンダ部グリース補給			○			
		リミットスイッチ動作位置			○			
		軸受部開放点検				○		
		計装用空気圧縮機	ドレン抜き	○	○			
			異音、振動、漏れ等	○	○			
			ベルトの点検、調整		○			
			総合分解点検			○		
		純水製造装置 水噴射装置	漏れ等	○	○	○		
			計器点検	○	○			
			純粋タンク水位、流量	○	○			
			カートリッジ純水器再生	○	○			
			総合システム点検		○			
		始動用空気圧縮機	純水加圧ポンプの分解点検			○		
			ドレン抜き、漏れ、異音等	○	○			
			圧力調整弁、圧力開閉器	○	○			
			安全弁の作動	○	○			
			潤滑油交換		○			
			ベルトの点検、調整		○			
			ピストン、シリンダーの分解点検			○		
		配電盤	外観点検	○	○			
			機器損傷の有無	○	○			
			埃等の侵入防止、清掃	○	○			
			端子台、コネクタ等	○	○			
			操作、切換開閉器の動作試験		○			
			締付けねじの増締め		○			
			ヒューズ類の点検		○			
			盤内取付器具の加熱変色、損傷		○			
			盤内、外面の清掃		○			
			自動電圧調整器の外観、調整範囲確認		○			
			その他配電設備と同じ		○			
絶縁抵抗測定			○					
発電機関係	音響、振動、異臭等		○	○				
	軸受、固定子及び接続部の変色・加熱	○	○					
	グリースの劣化・漏れ等		○					
	内部点検、コイル軸受、通風、附属装置		○					
	内部分解点検			○				
	軸受の点検、交換			○				
	絶縁抵抗・接地抵抗測定		○					
保護継電器の動作試験		○						
蓄電池	需要設備と同じ。	需要設備と同じ。	需要設備と同じ。	需要設備と同じ。				

対 象		点検項目	日常巡視点検	定期巡視点検	精密点検	
自家用発電設備	移動用自家発電設備	原動機関係	外観点検	○	○	
			始動試験	○	○	
			機関主要部分の分解		○	
			内燃機関の分解			○
		発電機関係	外観点検	○	○	○
			整流子、刷子、集電環の発熱等	○	○	
			制御装置点検の点検		○	
			接地線接続部の点検		○	
			内部点検、回転子軸受、通風、附属装置			○
			絶縁抵抗・接地抵抗測定		○	
			保護継電器の動作試験		○	
		蓄電池	需要設備と同じ。	需要設備と同じ。	需要設備と同じ。	需要設備と同じ。
		車両	ブレーキ	○	○	
			タイヤ	○	○	
			エンジン関係	○	○	
	燃料		○	○		
	ライト、ウインカー		○	○		
	その他		○	○		
	排ガス測定			○		
	太陽光発電設備	太陽電池アレイ（架台を含む。）	外観点検	○	○	
			接地線接続部の点検	○	○	
			絶縁抵抗測定		○	
			開放電圧測定		○	
		中継端子箱アレイ出力開閉器	外観点検	○	○	
			接地線接続部の点検	○	○	
			絶縁抵抗測定		○	
			保護機能試験		○	
		インバータ	外観点検	○	○	
			異音、異臭等	○	○	
			接地線接続部の点検	○	○	
			絶縁抵抗測定		○	
		系統連係保護装置	保護機能試験		○	
			外観点検	○	○	
接地線接続部			○	○		
絶縁抵抗測定			○			
投入ロック試験			○			
接地設備	保護継電器の動作試験		○			
	接地抵抗測定		○			
風力発電設備	風車	外観点検	○	○		
		尾翼ダンパー点検、交換				
		ブレード点検、交換			○	
	タワー	外観点検	○	○		
		ウィンチ点検		○		
	風速計	外観点検	○	○		
		異音等	○	○		
	発電機	外観点検	○	○		
		異音等	○	○		
		ブラシ点検、交換			○	
		オーバーホール			○	
インバータ	絶縁抵抗測定		○			
インバータ	太陽光発電設備と同じ。	太陽光発電設備と同じ。	太陽光発電設備と同じ。	太陽光発電設備と同じ。		
系統連係保護装置	太陽光発電設備と同じ。	太陽光発電設備と同じ。	太陽光発電設備と同じ。	太陽光発電設備と同じ。		
接地設備	接地抵抗測定		○			

注7. 「日常巡視点検」とは、設備が運転中の状態において点検を実施するものをいい、「定期巡視点検」は主として停電により設備を停止状態にして点検を実施するものをいいます。

「精密点検」は「定期点検」より設備細部の点検を実施するものをいいます。なお、精密点検については、主任技術者の意見を聞いて、設置者（みなし設置者）が電気機器製造者等に依頼して行うものとします。

注8. 絶縁油の点検・試験は、PCB油混入のおそれがある場合、一部省略することがあります。

点検項目
(工事期間中の点検及び竣工検査)

1－2 工事期間中の点検及び竣工検査

電 気 工 作 物		点検項目	工事期間中の点検	竣工検査		
引込設備	区分開閉器、 引込線、支持物、 ケーブル等	外観点検	○	○		
		絶縁抵抗測定		○		
		継電器の動作特性試験		○		
		開閉器と継電器の連動試験		○		
		絶縁耐力試験		○		
受電設備	断路器、電力用ヒューズ、遮断器、 高圧負荷開閉器、変圧器、 コンデンサ、リアクトル、 避雷器、計器用変成器 及び母線等	外観点検	○	○		
		絶縁抵抗測定		○		
		継電器の動作特性試験		○		
		遮断器、開閉器と継電器の連動試験		○		
		絶縁耐力試験		○		
受・配電盤		外観点検	○	○		
		シーケンス試験		○		
接地工事	接地線、保護管等	外観点検	○	○		
		接抵抗測定		○		
構造物	受電室建物、 キュービクル式受・変電設備の 金属製外箱等	外観点検	○	○		
配電設備	電線路	引込線に準じる	○	○		
発電設備 (非常用予備発電装置を含む)	原動機、発電機、始動装置等 風車、支持工作物 太陽電池発電所 燃料電池発電所	外観点検	○	○		
		始動・停止試験		○		
		絶縁抵抗測定		○		
		保護継電器の動作試験		○		
		絶縁耐力試験		○		
蓄電池 設備	蓄電池、充電装置 及び付属装置	インターロック試験		○		
		外観点検	○	○		
		電圧測定		○		
		比重測定		○		
温度測定				○		
		負荷設備	配線、配線器具等	外観点検	○	○
				絶縁抵抗測定		○

注 1. ○印は、各点検項目の該当項目を示し、設備のある場合に適用します。

1-3 臨時点検

電気工作物に異常が発生し又は発生するおそれがある場合は、その都度点検、測定、試験を行うものとします。

2 点検の周期

点検の種別		周期	
日常巡視点検	需要設備	毎月	1回
	内燃力発電所	毎月	2回
定期巡視点検	需要設備	毎年	1回
	内燃力発電所	毎年	1回
精密点検	需要設備	3～8年	1回
	内燃力発電所	3～8年	1回
臨時点検		必要の都度	
工事期間中の点検		週	1回
自主検査		工事完了後	

注1. 自主検査は電気事業法第39条第1項の経済産業省令で定める技術基準に適合するものであること。